

令和6年度

地域課題解決のための ネットワーク構築事業

募集要項

町内会などの地域と連携して地域課題の解決に取り組むNPOや地域での活動を始めたいNPOを2つのメニューにより支援します。

ネットワーク事業	補助上限額 200 万円
地域連携促進事業	1活動あたり 補助上限額 5 万円

申請様式は札幌市ホームページからダウンロードしてください。



札幌市 ネットワーク事業 🔍

札幌市 地域連携促進事業 🔍

企画提案書及び参加申込書提出期限
令和6年4月1日(月)～4月17日(水)
15時必着

※ 本募集は、令和6年度予算成立後、速やかに事業を開始できるよう予算成立前に募集要項を配布しております。令和6年度の成立した予算によっては内容等が変更になる可能性があります。

もくじ

1	地域課題解決のためのネットワーク構築事業	1
2	ネットワーク事業	
(1)	事業内容.....	2
(2)	補助額・補助上限額.....	2
(3)	補助の対象.....	2
(4)	補助対象期間.....	4
(5)	対象団体.....	4
(6)	事業要件.....	5
(7)	応募方法.....	6
(8)	審査方法.....	8
(9)	留意事項.....	9
(10)	遵守事項.....	9
(11)	ネットワーク事業のスケジュール.....	10
3	地域連携促進事業	
(1)	事業内容.....	11
(2)	補助額.....	11
(3)	対象団体・活動要件.....	12
(4)	応募要件.....	12
(5)	応募方法.....	12
(6)	審査方法.....	14
(7)	留意事項.....	14
(8)	遵守事項.....	14
(9)	地域連携促進事業のスケジュール.....	15

1 地域課題解決のためのネットワーク構築事業

少子高齢化や担い手不足などの社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題は複雑・多様化しています。このような社会情勢においても、札幌市の持続的な発展を支えていくためには、多様な活動主体の連携・協力を通じたネットワークを構築し、市民まちづくり活動を推進していくことが必要です。

本事業は「ネットワーク事業」と「地域連携促進事業」の2つのメニューから、地域課題の解決に取り組む活動や異なる活動団体の連携構築を支援し、市民まちづくり活動の推進を目指します。

	ネットワーク事業	地域連携促進事業
概要	町内会等と連携・協力し、地域課題解決を図る継続的な取組へ金銭的支援を行う。	新たに地域で活動したい NPO に対し、町内会等の地域を紹介し、派遣先でのスキルやノウハウを使った活動に補助を行う。
事業ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決に取り組む活動であること ・連携団体と協力して行う活動であること ・補助期間終了後も継続して取り組む活動であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域からの依頼を受けて NPO をその地域に派遣し活動する ・NPO と地域の間で委託業者が入り、マッチングの調整などスムーズに地域で活動できるように支援を受けられる
応募	連携団体と協力し企画提案書 (町内会、企業、商店街 など)	NPO のみで応募可
審査	1次審査(書面) 2次審査(プレゼンテーション) ※連携団体の出席必須	1次審査(書面)のみ
補助上限	最大 200 万円	1 活動あたり：上限 5 万円 ※ 活動ごとに別途申請が必要です
活動期間	交付決定日(令和 6 年 6 月頃) から令和 7 年 2 月まで 3 か年度に限り継続申請可能 (各年度審査あり)	1 活動あたり：半日～1 日程度 派遣期間：令和 6 年 7 月頃から令和 7 年 1 月まで(予定)
活動例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全に関する防犯事業 連携：NPO×連合町内会 ・空き店舗を活用した多世代が交流できる居場所づくり事業 連携：NPO×商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、災害予防の講座 ・町内会のホームページ作成 ・地域交流イベント開催支援 ・子育て支援のサロン開催

2 ネットワーク事業

(1) 事業内容

NPOが町内会や事業者などの異なる活動団体と連携・協働し、継続的に地域の課題解決及び活性化等に取り組み、活動の持続によって地域力の底上げを図る新たな事業を募集します。

(2) 補助額・補助上限額

ネットワーク事業は、地域課題に取り組む団体を継続的に支援するため、3か年度を上限として、以下の範囲内で補助を行います。なお、各事年度において、採択される必要があります。

【1年目】	200万円又は補助対象経費の90%のいずれか低い方
【2年目】	100万円又は補助対象経費の90%のいずれか低い方
【3年目】	50万円又は補助対象経費の90%のいずれか低い方

(3) 補助の対象

<補助対象経費>

補助対象経費は、補助金交付決定日から採択された年度の2月末日までに支払額が確定し、かつ、支払済みの費用を対象とし、事業の実施に直接必要となる下記の経費とします。

経費項目	経費の内容・注意事項
人件費	・事業実施にあたり直接的に要する人件費 ※積算根拠を明確にすること、補助申請額の20%以内とすること
報償費	・外部の講師謝礼、ボランティア謝金など ※講師謝礼は3ページの講師謝礼基準に準ずること
旅費・交通費	・外部の講師等に支払う交通費、宿泊費、事業実施に必要な交通費や燃料費など
消耗品費・材料費	・購入単価が5万円未満の物品
印刷製本費	・チラシやポスターの印刷費など
通信運搬費	・郵便料金など
広告宣伝費	・新聞や雑誌などの掲載料 ※デザイン料は委託費に計上すること
委託費	※同一相手に合計が20万円以上となる場合は、委託に関する説明書と見積書を添付すること
使用料及び賃借料	・会場使用料など ※収支予算書の内訳欄に使用期間、使用頻度等を記載すること

備品購入費	※1年以上の耐用年数で5万円以上の物品 上限額は補助申請額の20%以内 当該事業の実施のために真に必要不可欠なものに限る 備品購入に関する説明書及び見積書を添付すること
その他市長が適当と認める経費	※個別に判断する

※ 1件10万円以上の「印刷製本費」「委託料」「備品購入費」の支出にあたっては、特段の事情がない限り三者以上の見積もりを取得し、報告書に添付してください（特段の事情とは、販売を行うものが一者に特定されるなどで複数の見積書を取得することができない場合を指す）。

※ 補助金の精算にあたっては、必ず領収書等の支払いが確認できる挙証書類が必要です。挙証書類がない場合は原則対象経費と認められません。

<講師謝礼基準>

講師区分		1時間当たり単価 所得税等を含まない
大学教員	教授・准教授	8,000～12,000円
	講師・助教・助手	4,000～6,000円
コンサルタント（研修の講師を主たる職業とする場合等を言う）		10,000～20,000円
官公庁職員	本省	6,000～8,000円
	都道府県	4,000～6,000円
	本省の出先機関	
学識経験者		8,000～15,000円
民間企業（「コンサルタント」に該当する場合を除く）		5,000～12,000円
その他		2,000～10,000円
上記の区分に関わらず、その実績が特に評価され著名である者		30,000～50,000円

<補助対象外経費>

次の経費は対象となりません。

- ・建設費
- ・食糧費

会議や交流を目的としたサロンでの茶菓は補助対象外です。ただし、事業を達成するために不可欠かつ必要最小限程度の費用は対象になる場合もあります。

例：食育事業に必要な材料費等

- ・団体の維持運営に必要な経常的経費（家賃や光熱水費など）
- ・その他市長が適当でないと認める経費

なお、事業収益がある場合には、事業収益から対象外経費を控除することができますが、事業に直接関係のない経費、団体の維持運営に必要な経常的な経費、領収書のない経費などについては、控除の対象とはなりません。控除の対象とする経費は、事業の性質やその経費の必要性などから個別に判断することとなります。

(4) 補助対象期間

補助金の交付決定のあった日から令和7年2月28日までを補助対象期間とします。ただし、3か年度を上限として、継続して申請することが可能です。この場合も各年度ごとに応募し、審査を受け採択される必要があります。

(5) 対象団体

<実施主体>

以下のすべての要件を満たしたNPO法人、一般社団法人（非営利型に限る）、NPO（法人格を有しない任意団体）等を対象とします。

- ① 札幌市内に事務所を有すること。
- ② 継続して1年以上の活動実績があること。
- ③ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- ④ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 構成員が10人以上の団体であること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動が主たる目的の団体でないこと。
- ⑦ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
- ⑧ 特定の政党のために利用されていないこと。
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- ⑩ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑫ 会則や会計に係る規則等を設けていること。

＜連携団体＞

以下のすべての条件を満たした町内会等（自治会や連合町内会）、まちづくり活動を行う地縁団体（地区民生委員・児童委員協議会、福祉のまち推進センター、青少年育成委員会等）、事業者（営利企業や商店街等）を対象とします。

- ① 札幌市内に事務所を有すること。
- ② 継続して半年以上の活動実績があること。
- ③ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- ④ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動が主たる目的の団体でないこと。
- ⑥ 特定の公職（公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
- ⑦ 特定の政党のために利用されていないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- ⑨ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- ⑩ 差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑪ 会則などの規則等を設けていること。

(6) 事業要件

以下のすべての要件を満たした事業を対象とします。

- ① 非営利かつ不特定多数の地域住民を対象とした事業であること。
- ② NPOが実施主体となり、地域の課題に取り組む新たな事業であること。
- ③ 事業に関わる活動団体間で、既に連携・協力関係が構築されていること。
- ④ 札幌市内で活動を行う事業であること。
- ⑤ 補助金を交付した次年度以降も、継続できる仕組みを有する事業であること。
- ⑥ 特定の個人又は団体等に限定した親睦又はレクリエーションを主たる目的とする事業でないこと。

- ⑦ 特定の個人又は団体等の営利を目的とした事業でないこと、若しくは、その広告・宣伝が直接の目的であると認められる事業でないこと。
- ⑧ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業でないこと。
- ⑨ 公序良俗に反する事業でないこと。
- ⑩ 補助金交付年度において、札幌市からの委託や他の助成金等を受ける又は受ける予定の事業でないこと。
- ⑪ 過去にネットワーク事業において、補助金を受けた事業でないこと。

(7) 応募方法

<提出期限>

令和6年4月17日(水) 15時必着

<提出書類>

下記の様式を札幌市ホームページからダウンロードし、提出してください。
また、記載方法についてもホームページを参照してください。

【札幌市ホームページ：令和6年度ネットワーク事業】

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/npo/2024nettowa-kuzigixyou.html>



NPO（実施主体）	
(1)	企画提案提出書（様式1）
(2)	企画提案書（様式2）
(3)	収支予算書（様式4）
	別添1～委託に関する説明書、見積書 ※必要に応じて 別添2～備品購入に関する説明書、見積書 ※必要に応じて
(4)	納税に関する申出書（様式5） ※法人格がある場合
(5)	直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・その他必要に応じて活動内容の分かる資料
	既存の団体パンフレット等を添付する場合は10部提出してください
NPO法人以外は、以下の書類も必要に応じて提出してください。	
(6)	代表者に関する申出書及び住民票の写し（様式6） ※法人格が無い場合
(7)	登記事項証明書の写し ※法人格がある場合
(8)	団体の組織及び規模（役員や構成員など）がわかるもの
(9)	規則等の写し

連携団体	
(1)	連携確認書（様式3）
(2)	納税に関する申出書（様式5） ※法人格がある場合
(3)	直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・その他必要に応じ活動内容の分かる資料
	既存の団体パンフレット等がある場合は10部提出してください。
(4)	代表者に関する申出書及び住民票の写し（様式6） ※法人格が無い場合（ただし、町内会等は除く）
(5)	登記事項証明書の写し ※法人格がある場合
(6)	団体の組織及び規模（役員や構成員など）がわかるもの
(7)	規則等の写し

<提出方法>

企画提案書一式は原則メールで提出してください。パンフレットなどメールで提出できない書類は、別途郵送又は持参により提出してください。

提出先
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階南側 市民文化局 市民自治推進室 TEL：011-211-2964 メール： shimin-support@city.sapporo.jp
メール送信時の注意事項
<p>①件名について 件名を「令和6年度ネットワーク事業 企画提案書の提出（団体名）」としてください。</p> <p>②メール送信時のデータ容量について 本市のメールシステムの都合により、<u>データ容量が4MBを超えるメールは受信することができないため、データ容量にご注意ください。</u>4MBを超える場合には分割していただくか、データを圧縮するなどして送信してください。これらの対策を講じてなお4MBを超える場合にはご相談ください。</p> <p>③メール送信後の電話連絡について 申請書類が提出できているかを確認するため、<u>メール送信後に必ず電話でご連絡ください。</u>ご連絡がなく、提出期限後に提出していたことが判明した場合でも、<u>期限内に提出されなかったものとして、取り扱いさせていただきます。</u></p>

(8) 審査方法

有識者等により組織された「地域課題解決のためのネットワーク構築事業審査委員会（以下「委員会」という。）」の審査により、補助候補事業を決定します。審査は下記のとおり行います。

<一次審査（書類審査・非公開）>

- ・各委員の採点（100点満点）を集計した合計点が6割以上、かつ、合計点が多いものから順に二次審査の対象とします。
- ・審査前に追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ・一次審査の結果は、二次審査に持ち越しません。
- ・応募件数が少数の場合は、一次審査を省略する場合があります。

<二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング・公開）>

- ・応募団体によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリング審査とします。なお、プレゼンテーションの際は、連携団体側からも必ず1名同席していただきます。
- ・各委員の採点（100点満点）を集計した合計点が6割5分以上のもののうち、合計点の多いものから順に予算の範囲内で審査委員会の協議により企画提案を採択し、補助金を交付します。
- ・審査前に追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ・二次審査の日時については、別途連絡いたします。なお、審査日時の変更は原則できません。あらかじめご承知おきください。

<評価項目>

1年目の申請事業

評価項目		配点
地域課題の把握	的確に課題を把握し、地域課題解決のための事業目的が明確に設定されているか	30
事業内容	事業の効果性、計画性、実現性が適切なものであるか	30
連携・役割	実施主体と連携団体の連携関係が構築されているか	20
継続性	地域に定着した活動となり、自立して継続していくための仕組みの構築が期待できる事業内容であるか	20

2年目及び3年目の申請事業

評価項目		配点
地域課題の把握	前年度の活動を踏まえ地域課題を把握・分析し、適切な目標設定ができているか	20
事業内容	前年度の活動を踏まえ、地域課題解決に向けた効果的な活動の計画となっているか	30
前年度実績・分析	前年度までの活動が計画どおり実行され、その成果や手法について適切に自己分析されているか	30
継続性	地域に定着した活動となり、自立して継続していくための仕組みの構築が期待できる事業内容であるか	20

(9) 留意事項

- ①提出された書類等は返却いたしません。
- ②応募に要する費用については、応募者の負担とします。
- ③次のいずれかに該当する場合は、無効提案とする場合があります。
 - ・活動要件や応募要件に掲げる事項に適合しない場合
 - ・提出書類の記載すべき事項に全部又は一部が記載されていない場合
 - ・提出書類の記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - ・提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ④採択された事業内容及び団体名は公表いたします。
- ⑤採択された場合、別途、補助金申請の手続きが必要となります。補助金申請の手続きについては、採択された団体に対し別途ご連絡します。
- ⑥ネットワーク事業実施後、指定の様式により事業の成果を証明する資料及び収支決算書（領収書等含む）を添付し提出していただきます。なお、補助対象経費として認められるものは、応募時に提出された収支予算書の内容に基づくものとなります。不用額が生じた場合でも、自由に他の経費に充てることはできません。
- ⑦採択された団体に対し、事業の支援や本事業の調査研究のため、本市が委託するコンサルタント会社を派遣する場合があります。その際、企画提案書や報告書の提供を求めることがあります。
- ⑧採択された事業について、令和7年度の夏季に成果報告会（継続事業は中間報告）を予定しております。採択団体は原則参加していただきます。

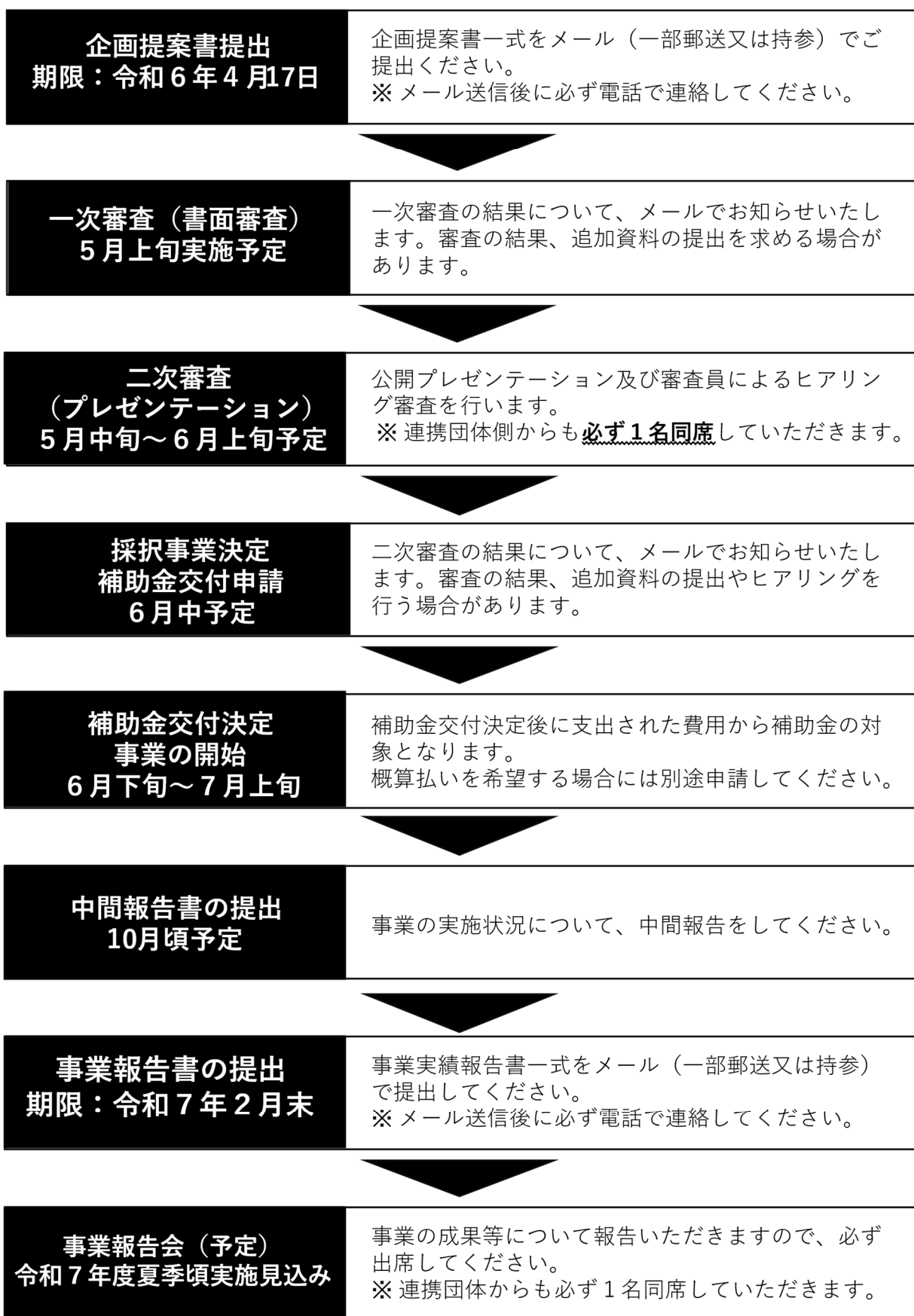
(10) 遵守事項

ネットワーク事業の実施にあつては、法令及び札幌市の条例、規則、関係要綱並びに関係要領等の規定を順守していただきます。

〈応募にあたってのお願い〉

応募にあたっては、連携団体間において、取組の必要性や実施内容等について十分に協議を行い、目的・目標を共有するとともに、連携・協力の具体的な役割分担や事業の進め方及び事業の継続等の詳細について、あらかじめ合意を得てください。

(11) ネットワーク事業のスケジュール ※日程及び内容が変更となる場合があります



3 地域連携促進事業

(1) 事業内容

まちづくりのスキル・ノウハウ・アイデアを有しており、当該スキル等を活用した取組を新たに地域で始めたいと考えているNPOを募集します。

審査に通過した各NPOの概要やスキルをまとめたPR冊子を作成して、町内会をはじめとする地域に配布し、活動を希望する地域を募集します。地域から活動の申込があった場合にその地域へ対象NPOを派遣して、地域とともに活動を行っていただきます。地域で行う活動費について金銭的支援を行うとともに、スムーズに地域での活動が行えるよう支援を行います。

※1 事業のスケジュールについては15ページをご参照ください

※2 令和5年度に作成したPR冊子「NPOから地域への提案メニュー」をホームページにて公開しておりますのでご参照ください

【札幌市ホームページ：町内会等の地域の皆様へNPOから地域への提案メニュー～地域のお役に立てるようご提案します！】

https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/npo/npo_network_chiikirenkei.html



(2) 補助額

1 活動あたり 上限5万円

地域からの希望によって派遣なるため、団体ごとに活動回数は異なります。採択された場合でも、地域から希望がない場合には、活動できない可能性があります。

補助金は1活動あたり5万円以内で、予算の範囲内において補助を予定しておりますので、地域からの申し込み状況などにより回数を制限する場合があります。

<対象経費>

補助対象経費は、補助金交付決定日から事業実施日までに支払額が確定し、かつ、支払済みの費用を対象とし、事業の実施に直接必要となる下記の経費とします。

経費項目	経費の内容・注意事項
人件費	事前打ち合わせ：1,500円/日（2人まで） 人件費：5,000円/日まで
交通費・燃料代	事業実施に必要な交通費やガソリン代など
消耗品費・材料費・印刷製本費	文房具、チラシの印刷料など
役務費	保険料や郵送料など
使用料・賃借料	会場使用料や物品のレンタル料など
その他市長が適当と認める経費	※個別に判断する

(3) 対象団体・活動要件

次のいずれも満たすこととします。

- ・非営利であること。
- ・札幌市内で行う活動であること。
- ・特定の個人又は団体等に限定した親睦若しくはレクリエーションを主たる目的としたものでないこと。
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ・公序良俗に反するものでないこと。

(4) 応募要件

- ・札幌市内に事務所を有するNPOで、活動実績が1年以上あること。
- ・地域のまちづくりに活用できるスキル・ノウハウ等を有し、町内会等の地域との連携促進に向けた取組に参加を希望するNPOであること。
- ・札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- ・札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・構成員が10人以上の団体であること。
- ・宗教活動や政治活動が主たる目的の団体でないこと。
- ・特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
- ・特定の政党のために利用されていないこと。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- ・暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ・会則及び会計に係る規則等を設けていること。

(5) 応募方法

<提出期限>

令和6年4月17日（水）15時必着

※ 消印有効ではありませんのでご注意ください

<提出書類>

下記の様式は札幌市ホームページからダウンロードしてください。また、記載方法などホームページを参照してください。

(1)	連-様式 1	参加申込書
(2)	連-様式 2	活動内容等説明書
(3)		P R 冊子の団体紹介ページ
(4)		直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・その他 必要に応じ活動内容の分かる資料 ----- 既存の団体パンフレット等を添付してください
(5)	連-様式 3	納税に関する申出書 ※法人格がある場合
(6)	連-様式 4	代表者に関する申出書及び住民票の写し ※法人格が無い場合
(7)		登記事項証明書の写し ※法人格がある場合（N P O 法人除く）
(8)		定款や規則等の写し

札幌市ホームページ：令和 6 年度地域連携促進事業

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/npo/reiwa6nenndotiikirennkeisokusinnzigixyou.html>



<提出方法>

参加申込書一式は原則メールで提出してください。パンフレットなどのメールで提出できない書類は、別途郵送又は持参により提出してください。

提出先
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 13 階南側 市民文化局 市民自治推進室 TEL：011-211-2964 メール： shimin-support@city.sapporo.jp
メール送信時の注意事項
①件名について 件名を「令和 6 年度地域連携促進事業 参加申込書の提出（団体名）」としてください。 ②メール送信時のデータ要領について 本市のメールシステムの都合により、 <u>データ容量が 4 MB を超えるメールは受信することができないため、データ容量にご注意ください。4 MB を超える場合には分割していただくか、データを圧縮するなどして送信してください。これらの対策を講じてなお 4 MB を超える場合にはご相談ください。</u> ③メール送信後の電話連絡について 申請書類が提出できているかを確認するため、 <u>メール送信後に必ず電話でご連絡ください。</u> ご連絡がなく、提出期限後に提出していたことが判明した場合でも、期限内に提出されなかったものとして、取り扱いさせていただきます。

(6) 審査方法

<書類審査（非公開）>

各委員の採点（50点満点）を集計した合計点が6割5分を超えたもののうち、合計点の多い団体から順に採択します。

<審査項目>

評価項目		配点
活動状況	これまでの団体の活動状況	10
スキル・ノウハウ	スキル・ノウハウがまちづくり活動につながる内容であるか	10
地域ニーズ	地域のニーズに合致したプログラムを提供できるか	10
地域コミュニティ活性化	地域住民の交流などが促進され、コミュニティの活性化が期待できるか	10
発展の可能性	地域と連携及び活動が発展していく可能性があるか	10

(7) 留意事項

- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・応募に要する費用については、応募者の負担とします。
- ・採択された活動内容や団体名は公表いたします。
- ・本事業は、民間事業者に委託して実施する予定です。

(8) 遵守事項

地域連携促進事業の実施にあたっては、法令及び札幌市の条例、規則、関係要綱並びに関係要領等の規定を順守していただきます。

(9) 地域連携促進事業のスケジュール

※ 日程及び内容が変更となる場合があります



お問い合わせ先

札幌市 市民文化局 市民自治推進室

TEL : 011-211-2964 E-mail : shimin-support@city.Sapporo.jp

HP : <https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/npo/nettowa-kuzigixyoureiwa6.html>

地域課題解決のためのネットワーク構築事業



さっぽろ市
02-D02-23-2805
R5-2-1681